

「浄化槽設置整備補助金」がスタートします。

現在ご家庭で「くみ取り式便所」や、し尿のみを浄化する「単独処理浄化槽」を利用されているみなさん、家庭内からでる生活排水を浄化処理できる「合併処理浄化槽」へ切り替えて、環境浄化に貢献しませんか？

合併処理浄化槽への切り替えについて、下記の条件を満たす方は補助を受けることができます。詳しい内容については、建設部上下水道課下水道施設係までお問い合わせください。

※※※ 浄化槽設置整備補助金 ※※※

【対象者】

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切り替えようとする方で、次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 処理対象人員 10 人以下の浄化槽を設置しようとする者
- ② 古い浄化槽の撤去及び新しい浄化槽の設置工事のみを行う者
(建築確認申請を伴う増改築を行う方は対象外となります)
- ③ 7 年以内に下水道整備が見込まれない地域に居住する者

【補助額】

5 人槽 332,000 円 6～7 人槽 414,000 円 8～10 人槽 548,000 円

※今年度の受付期間は、令和 5 年 5 月 1 日 (月) から 12 月 28 日 (水) となっています。

お問い合わせ 西原町役場 建設部上下水道課 下水道施設係 電話 098-945-4934